

令和 5 年度認定調査従事者現任者研修

1 要介護認定等に関する基本的な考え方

青森県健康福祉部高齡福祉保険課



要介護認定

認定調査員テキスト

2009

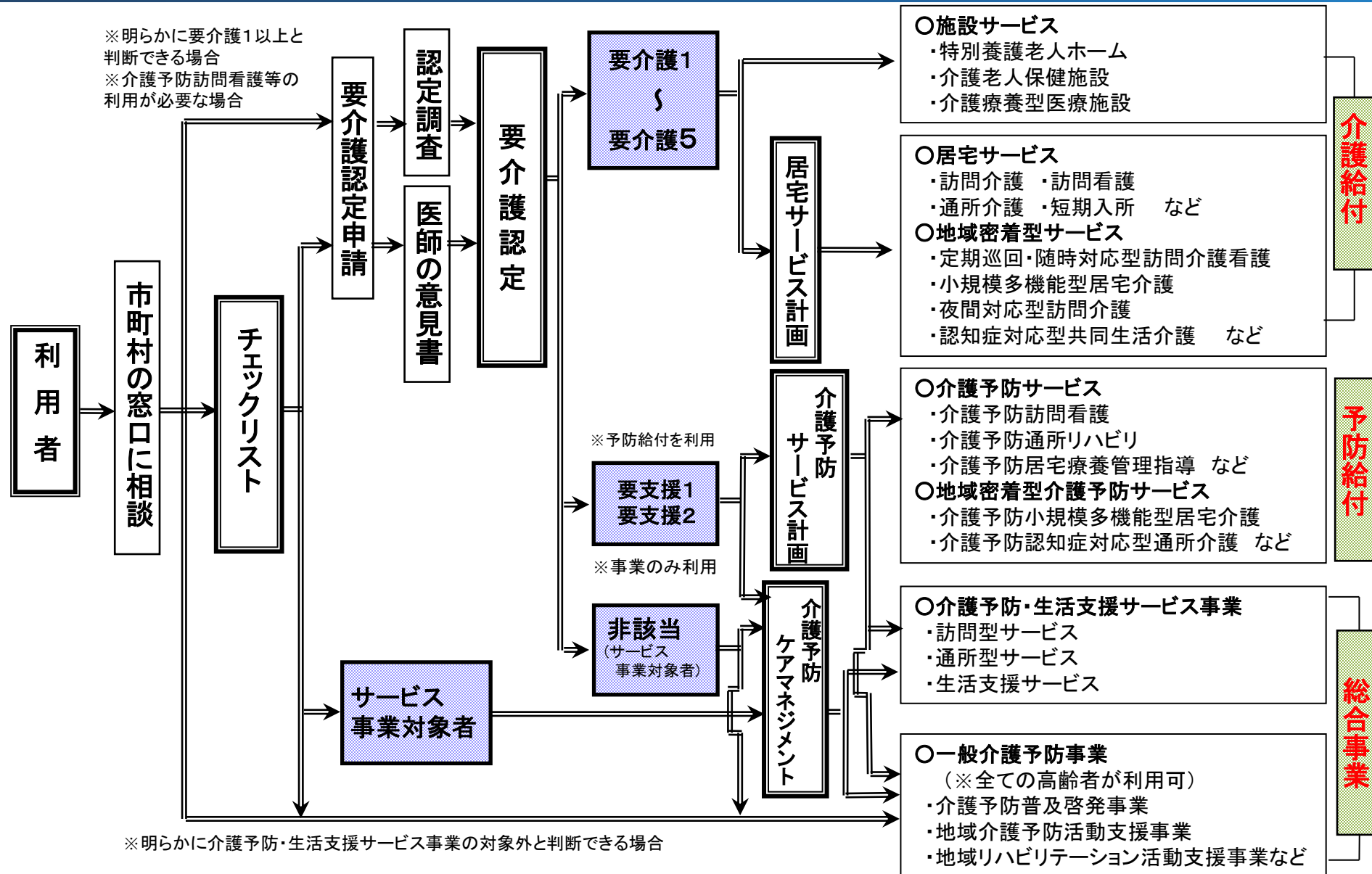
改訂版

令和3年4月

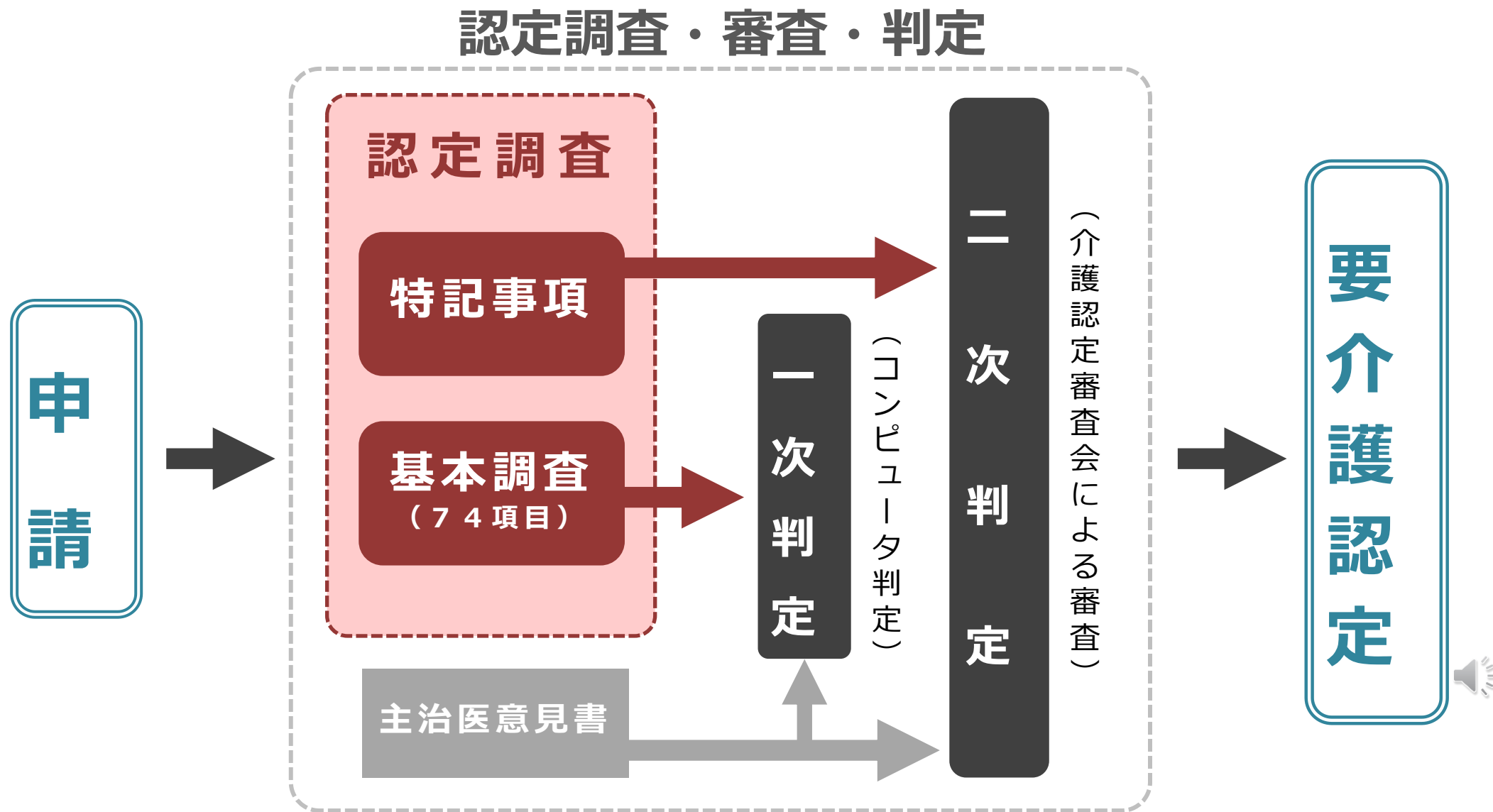
- ・ 厚生労働省作成テキスト
- ・ **令和3年4月**が最新版



介護サービス利用の手続き



要介護認定の流れ



認定調査の実施者

	新規	更新	区分変更
市町村職員	○	○	○
事務受託法人	(○)	○	○
指定居宅介護支援事業所 等		○	○

POINT 

認定調査を実施するには、

都道府県等が行う研修を修了する必要がある。



守秘義務

地方公務員法 第34条 第1項

職員は、**職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。**

地方公務員法 第60条 第2号

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第三十四条第一項又は第二項の規定(第九条の二第十二項において準用する場合を含む。)に違反して**秘密を漏らした者**

※介護保険法第28条第8項の規定により、市町村から委託を受けた者（その職員を含む。）も同様に刑罰が適用されます。



調査回数

- ☑ 原則**対象者 1 名**につき**認定調査員 1 名**が**1 回**で調査実施
- ☑ 急病等により**適切な認定調査が行えない**場合
→ **再度調査日を設定**
- ☑ 入院後間もない等により**心身の状態が安定するまで**
相当期間を要する場合
→ **申請を取り下げ、状態が安定してから再度申請**

調査日時・場所の調整

日時

- ▶ 調査対象者及び家族等の介護者と**事前に日程調整**
- ▶ **要介護認定**は申請から**原則30日以内**に実施
- ▶ 介護者がいる場合は、**介護者からの聞き取りが必要**
 - やむを得ず介護者不在で調査した場合は、**特記事項に介護者不在であることを記載**する

場所

- ▶ **日頃の状況**を把握できる場所
- ▶ **プライバシーに配慮**して実施
- ▶ 申請書に記載された住所に居住していない場合等があるため、事前の確認が必要

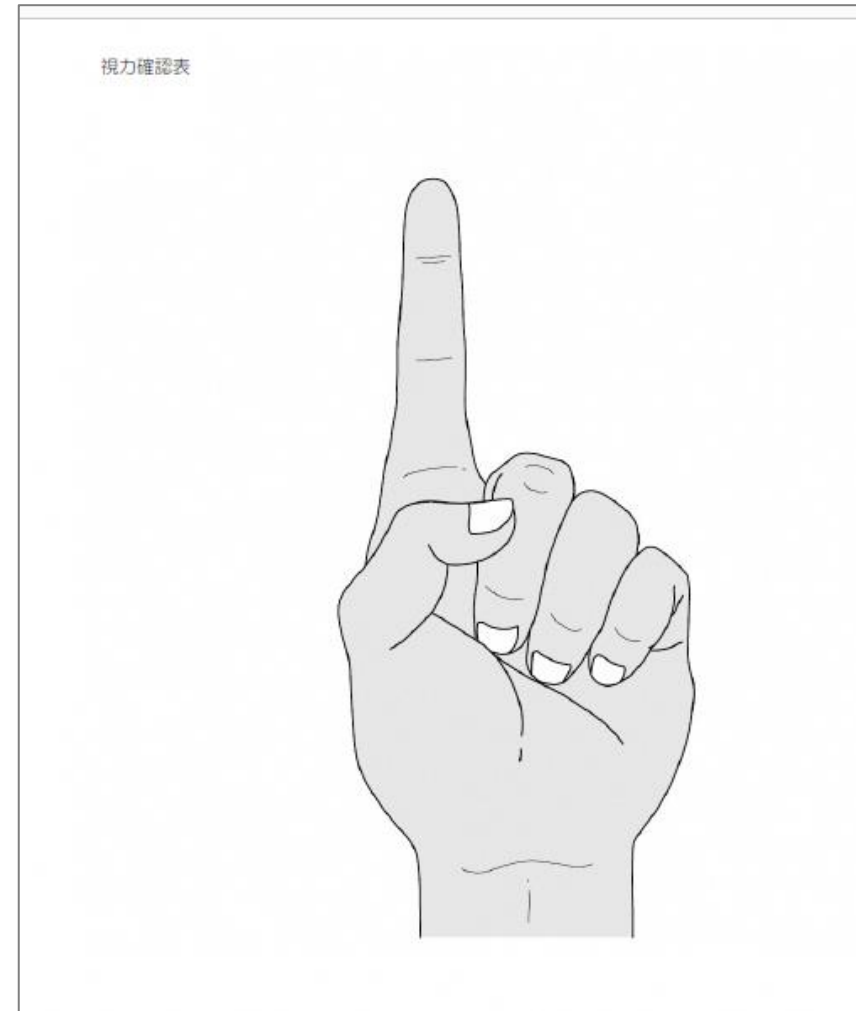


調査時の携行物品

☑ 身分証

- 調査員証
- 介護支援専門員証

☑ 視力確認表



調査実施上の留意点

- ☑ 調査対象者に**調査の目的を十分説明**する
- ☑ **目に見える、確認し得る**という事実によって調査を実施する
- ☑ **調査対象者**と**介護者**の両方から話を聞く



質問する時の注意点

対象者が**リラックス**して**適切な回答**ができるように配慮を！

- 十分時間をかける
- やさしく問いかける
- 丁寧な言葉遣い
- 明瞭な発音
- 調査項目の順番にこだわらない
- 手話や筆談、直接触れる等
- 専門用語や略語を使用しない



調査項目の確認方法

- ☑ 調査対象者本人に**実際に確認動作を行ってもらおう**
- ☑ 危険が伴う場合は**無理をしない**

POINT

実際に動作を行ってもらえなかった場合や
日常の状況と異なると思われる場合



日頃の状況で判断し
選択根拠等の**具体的な内容を特記事項に記載**する



認定調査を構成する3つの調査票の役割

概況調査 申請者の家庭状況・居住環境等を記載

- 現在受けているサービスの状況
(療養に関する意見を付する際に活用される場合がある)
- 家族状況、居住環境、日常的に使用する機器、器械の有無等について特記すべき事項
(介護の手間など特記事項の内容を理解する際に活用される場合がある)

基本調査 (74項目) 一次判定のもととなる調査項目

- 調査項目をもとに中間評価項目得点を算出
- 調査項目の選択及び中間評価項目得点より、一次判定ソフト (樹形モデル) によって要介護等基準時間を算出

特記事項 調査対象者特有の状況、状態を記載

- 対象者の状況を正確に把握するための情報。主に基本調査では把握できない対象者の具体的、固有な状況などを審査会に伝達する役割。



必ず覚えましょう！

認定調査の重要ポイント

01
POINT

調査基準は**介護に要する時間**

02
POINT

判断に迷ったら**特記事項**に記載

03
POINT

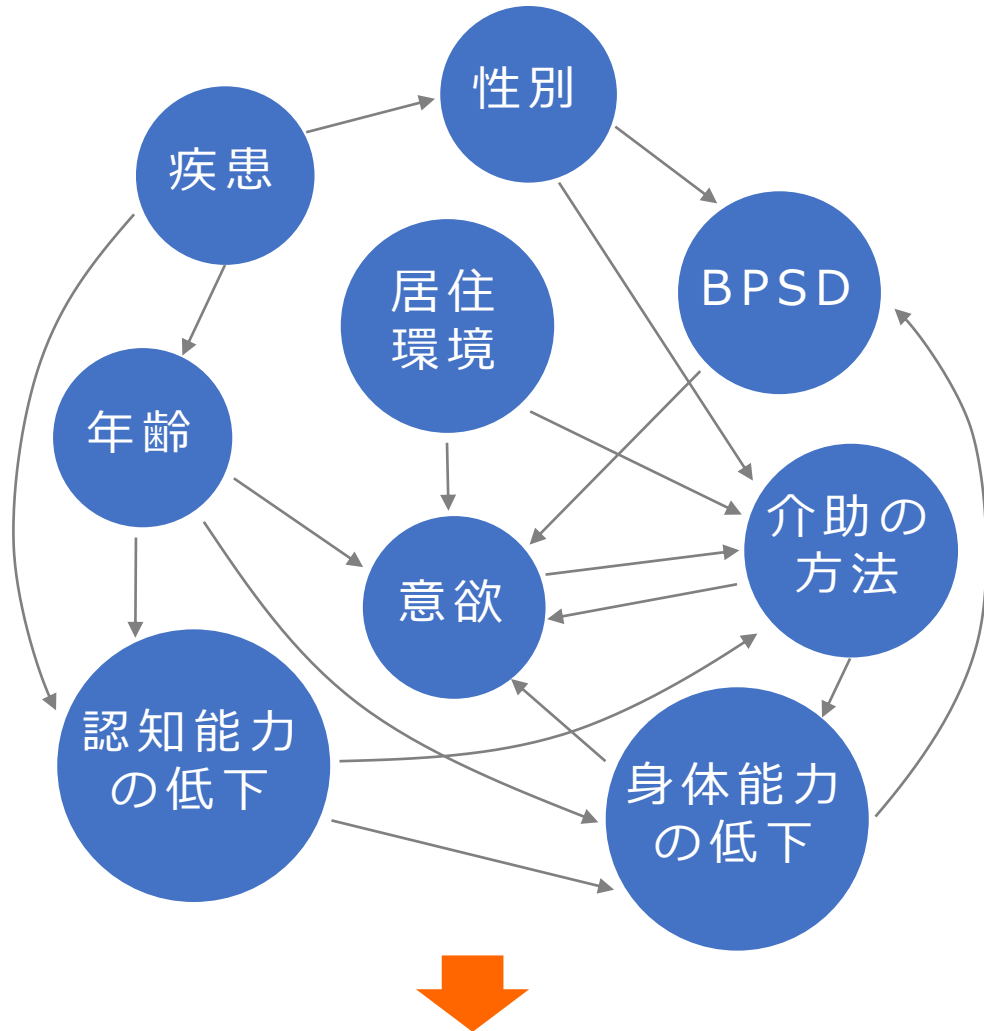
選択根拠の説明ができるようにする

04
POINT

3つの評価軸を熟知する



調査基準は介護に要する時間



結果的に生じている
介護の手間

- ▶ 要介護認定は、「心身の機能低下の重篤さ」や「能力」ではなく、**介護にかかる時間**を基準として評価する
- ▶ 介護の手間（=介護に要する時間）は様々な**心身及び生活上の影響因子の組み合わせ**から結果的に生じている
- ▶ **基本調査項目**（74項目）
→様々な要因のうち**介護の手間に強いあ影響のある項目**を抽出したもの

注：上図は、要介護認定の介護の手間の要因が複合的であることを示すためのイメージであり、一次判定ソフトの構造を正確に示すものではない。



要介護度は要介護認定等基準時間で決まる

要介護認定等基準時間	要介護度
25分未満	非該当
25分以上32分未満	要支援 1
32分以上50分未満	要支援 2 ・ 要介護 1
50分以上70分未満	要介護 2
70分以上90分未満	要介護 3
90分以上110分未満	要介護 4
110分以上	要介護 5

- ▶ 介護にかかる時間
= **要介護認定等基準時間**
- ▶ 要介護度
= 要介護認定等基準時間に基づき
6段階に分類したもの（要支援 2
は状態増で分類）
- ▶ **要介護度の定義は要介護認定等基準時間のみ！**

◎ 「80分だから、要介護 3」

✕ 「寝たきりだから、要介護 3 以上」
「歩けるから、要支援」

基本調査と一次判定ソフト

心身の状態 =
状態像

＼ 3つの評価軸 ＼

能力
(身体能力・認知能力)

有無

介助の方法

項中
目間
得評
点価

- 1群 身体機能・起居動作
- 2群 生活機能
- 3群 認知機能
- 4群 精神・行動障害
- 5群 社会生活への適応



一次判定
ソフト
による推計

介護の時間 =
要介護認定等基準時間

8つの生活場面毎の
介助時間の推計値の合計

食事の介助時間

移動の介助時間

排泄の介助時間

清潔保持の介助時間

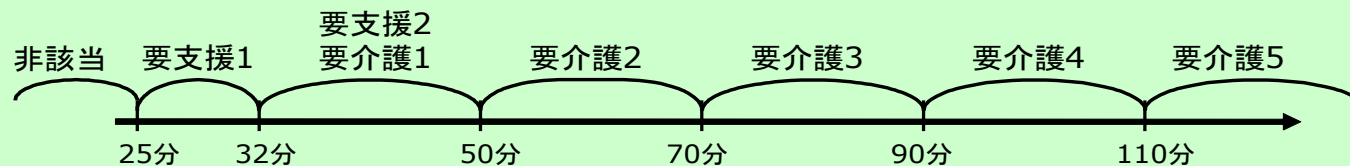
間接の介助時間

BPSDの介助時間

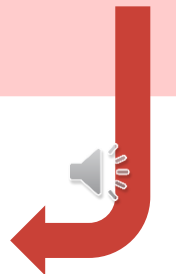
機能訓練の介助時間

医療関連の介助時間

要介護認定等
基準時間



一次判定
結果



02 判断に迷ったら特記事項に記載

POINT

統計だけでは把握しきれない介護の手間を
特記事項によって補う

判断材料

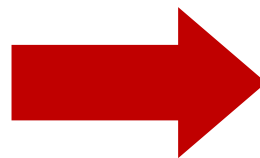
基本調査

標準化された「選択」
(特殊要因を全て取り込むことは困難)

+

特記事項

実態に沿った具体的記述
(個別性のある自由な記述)



介護認定 審査会

申請者固有の
介護の手間も含め
最終評価することが目的



03 選択根拠の説明ができるようにする

POINT

- ☑ テキストの定義に基づき、「**なぜその選択に至ったのか**」を特記事項に記載する。
- ☑ 介護認定審査会や申請者本人、介護者に対して、**調査結果**や**選択根拠**をきちんと**説明できる**ようにする。



04 POINT 3つの評価軸を熟知する

能力 介助の方法 有無

主な
調査項目

選択肢の
特徴

基本調査の
選択基準

特記事項

留意点

この3行について
テキストを見なくても
埋められるように
することが目標！



基本調査項目の群分けについて

第1群	身体機能・起居動作	13項目
第2群	生活機能	12項目
第3群	認知機能	9項目
第4群	精神・行動障害	15項目
第5群	社会生活への適応	6項目
その他	過去14日間にうけた特別な医療について	





◆ 基本調査項目の選択基準について

	評価軸			調査内容				
	①能力	②介助	③有無	①ADL・起居動作	②認知	③行動	④社会生活	⑤医療
身体機能・起居動作	「1-1 麻痺(5)」		○	○				
	「1-2 拘縮(4)」		○	○				
	「1-3 寝返り」	○		○				
	「1-4 起き上がり」	○		○				
	「1-5 座位保持」	○		○				
	「1-6 両足での立位」	○		○				
	「1-7 歩行」	○		○				
	「1-8 立ち上がり」	○		○				
	「1-9 片足での立位」	○		○				
	「1-10 洗身」		○	○				
	「1-11 つめ切り」	○		○				
	「1-12 視力」	○		○				
	「1-13 聴力」	○		○				
生活機能	「2-1 移乗」		○	○				
	「2-2 移動」		○	○				
	「2-3 えん下」	○		○				
	「2-4 食事摂取」	○		○				
	「2-5 排便」	○		○				
	「2-6 排便」	○		○				
	「2-7 口腔清潔」	○		○				
	「2-8 洗頭」	○		○				
	「2-9 整容」	○		○				
	「2-10 上衣の着脱」	○		○				
	「2-11 エボソ等の着脱」	○		○				○
	「2-12 外出頻度」			○				
認知機能	「3-1 意思の伝達」	○		○				
	「3-2 毎日の日課を理解」	○		○				
	「3-3 生年月日をいう」	○		○				
	「3-4 短期記憶」	○		○				
	「3-5 自分の名前をいう」	○		○				
	「3-6 今の季節を理解」	○		○				
	「3-7 場所の理解」	○		○				
	「3-8 徘徊」			○				
	「3-9 外出して戻れない」			○				
精神・行動障害	「4-1 被害的」			○				
	「4-2 作話」			○				
	「4-3 感情が不安定」			○				
	「4-4 昼夜逆転」			○				
	「4-5 同じ話をする」			○				
	「4-6 大声を出す」			○				
	「4-7 介護に抵抗」			○				
	「4-8 落ち着きなし」			○				
	「4-9 一人で出たがる」			○				
	「4-10 収集癖」			○				
	「4-11 物や衣類を壊す」			○				
	「4-12 ひどい物忘れ」			○				
	「4-13 独り言・独り笑い」			○				
	「4-14 自分勝手に行動する」			○				
	「4-15 話がまとまらない」			○				
社会生活への適応	「5-1 薬の内服」		○				○	
	「5-2 金銭の管理」		○				○	
	「5-3 日常の意思決定」	○			○			
	「5-4 集団への不適応」			○		○		
	「5-5 買い物」		○				○	
	「5-6 簡単な調理」		○				○	
その他	「特別な医療について(12)」			○				○

3つの評価軸の特徴

	能力	介助の方法	有無
主な調査項目	身体能力 (第1群を中心に10項目) 認知能力 (第3群を中心に8項目)	生活機能 (第2群を中心に12項目) 社会生活への適応 (第5群を中心に4項目)	麻痺等・拘縮 (第1群の9部位) BPSD関連 (第4群を中心に18項目)
選択肢の特徴	「できる」「できない」 の表現が含まれる	「介助」の 表現が含まれる	「ない」「ある」 の表現が含まれる
基本調査の 選択基準	試行による 本人の能力の評価	介護者の介助状況 (適切な介助)	行動の発生頻度 に基づき選択(BPSD)※
特記事項	日頃の状況 選択根拠・試行結果 (特に判断に迷う場合)	介護の手間と頻度 (介助の量を把握できる記述)	介護の手間と頻度 (BPSD)※
留意点	実際に行ってもらった状況と 日頃の状況が異なる場合 「日頃の状況」の意味にも留意する	「実際に行われている介助が 不適切な場合」	選択と特記事項の基準が異なる点 に留意 定義以外で手間のかかる類似の 行動等がある場合(BPSD)※

※麻痺等・拘縮は能力と同じ

能力の項目の特徴

- 「身体」「認知」能力の項目で構成される。
- 「できる」「できない」の軸で評価する（実際に介助があるかどうかは関係ない）。
- 「試行」＜「日頃の状態」（調査時の状況と日頃の状況が異なる場合は具体的な内容を特記事項へ記入する。）

▶ 身体に関する項目（10項目）

1-3寝返り 1-4起き上がり 1-5座位保持 1-6両足での立位保持
1-7歩行 1-8立ち上がり 1-9片足での立位 1-12視力 1-13聴力
2-3えん下

▶ 認知に関する項目（8項目）

3-1意思の伝達 3-2毎日の日課を理解 3-3生年月日をいう
3-4短期記憶 3-5自分の名前をいう 3-6今の季節を理解
3-7場所の理解 5-3日常の意思決定

※ 「有無」の項目に属するが、調査方法は「能力」の項目と同様の考え方のため、このセクションで取り扱うものとする。

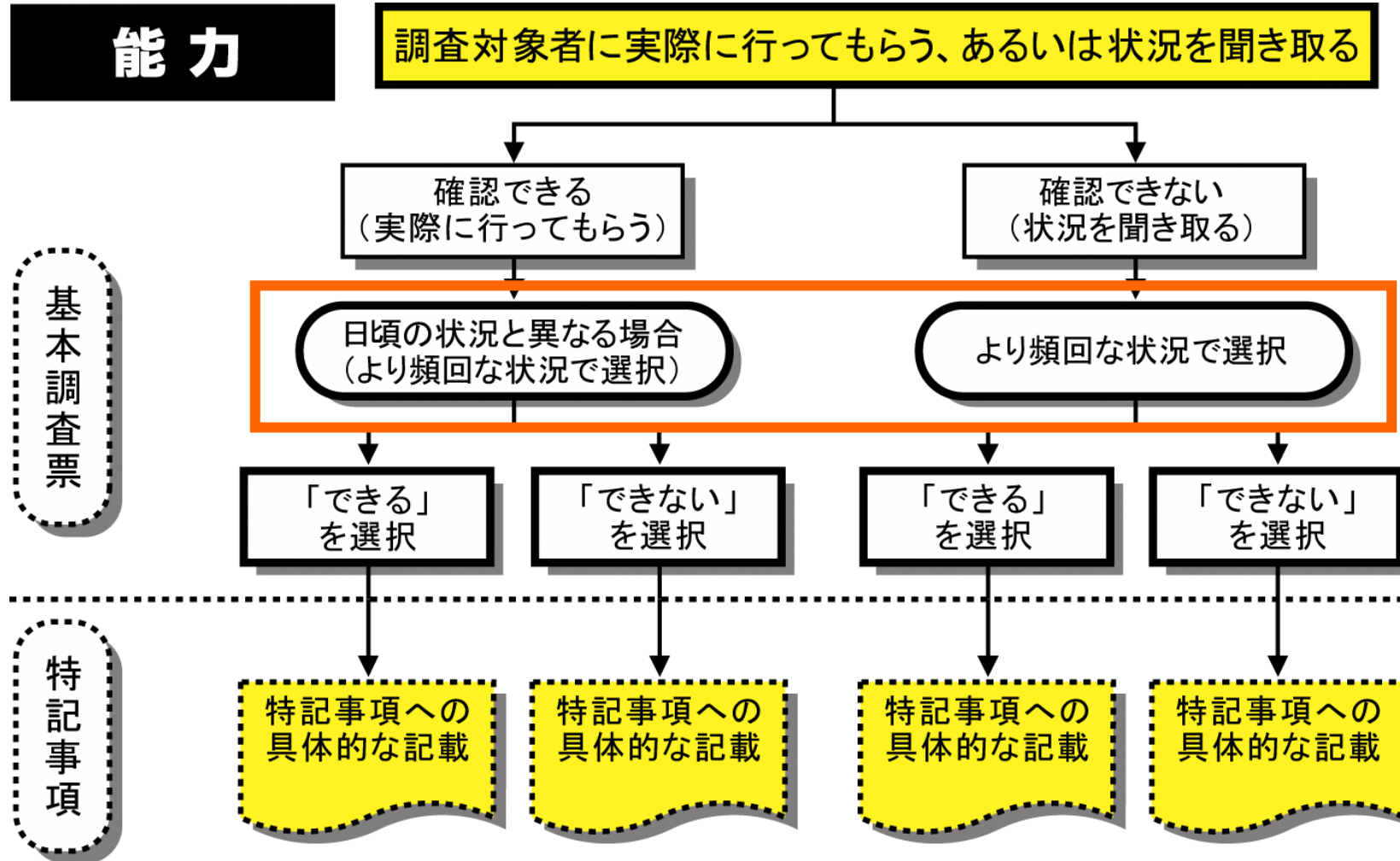
1-1麻痺 1-2拘縮

■ 見分け方 ■

選択肢に「できる」という表現が含まれている（例外：視力、聴力）



調査の基本的な方法



能力の項目の留意点

☑ 選択の基本は**試行**

- －可能な限りテキストの規定する環境や方法で試行しているか再度確認
 - 安全確認を第一にすること。
 - 「歩行」を足場の悪い場所で試行していないか。
 - 「寝返り」を「つかむもの」がない場所で試行していないか。
 - 「立ち上がり」を下肢が完全に机の下に入っている状態で試行していないか。
- －選択の判断に迷う場合は、迷わずに特記事項へ

☑ 特記事項のポイントは**日頃の状況**の聞き取り

- －日頃の状況≠日頃の生活の様子
- －日頃の状況＝日頃の「確認動作」の可否（その判断において日頃の生活の様子が参照されることはある。）



能力の項目と他の評価軸

POINT!

認知機能の低下の程度だけではBPSDの状況は判別できないが、**認知能力や身体能力の程度**が把握できることで、**具体的な介護の手間をイメージする手がかり**になる。



認知能力

身体能力

有無
(BPSD)

介助の方法

特記事項 具体的な介護の手間

POINT!

どのような介助が必要になるか（**介助の方法**）は、**身体能力と認知能力の両方から影響を受ける。**



3つの評価軸の特徴

	能力	介助の方法	有無
主な調査項目	身体 の能力 (第1群を中心に10項目) 認知 の能力 (第3群を中心に8項目)	生活機能 (第2群を中心に12項目) 社会生活への適応 (第5群を中心に4項目)	麻痺等・拘縮 (第1群の9部位) BPSD関連 (第4群を中心に18項目)
選択肢の特徴	「できる」「できない」 の表現が含まれる	「介助」の 表現が含まれる	「ない」「ある」 の表現が含まれる
基本調査の 選択基準	試行による 本人の能力の評価	介護者の介助状況 (適切な介助)	行動の発生頻度 に基づき選択(BPSD)※
特記事項	日頃の状況 選択根拠・試行結果 (特に判断に迷う場合)	介護の手間と頻度 (介助の量を把握できる記述)	介護の手間と頻度 (BPSD)※
留意点	実際に行ってもらった状況と 日頃の状況が異なる場合 「日頃の状況」の意味にも留意する	「実際に行われている介助が 不適切な場合」	選択と特記事項の基準が異なる点 に留意 定義以外で手間のかかる類似の行 動等がある場合(BPSD)※

※麻痺等・拘縮は能力と同じ

介助の方法の項目の特徴

- 「第2群」「第5群」を中心に、生活上の具体的な行為について、「実際に行われている介助」、または「適切な介助」を評価する。
- 「介助されていない（必要ない）」「介助がされている（必要である）」の軸で評価する。
- 「実際の介助の状況」 < 「適切な介助」（差分は特記事項へ）
- 特記事項において「介護の手間」「頻度」を直接表現する。

▶ 第1群

1-10洗身 1-11つめ切り

▶ 第2群

2-1移乗 2-2移動 2-4食事摂取 2-5排尿 2-6排便
2-7口腔清潔 2-8洗顔 2-9整髪 2-10上衣の着脱 2-11ズボン等の着脱

▶ 第5群

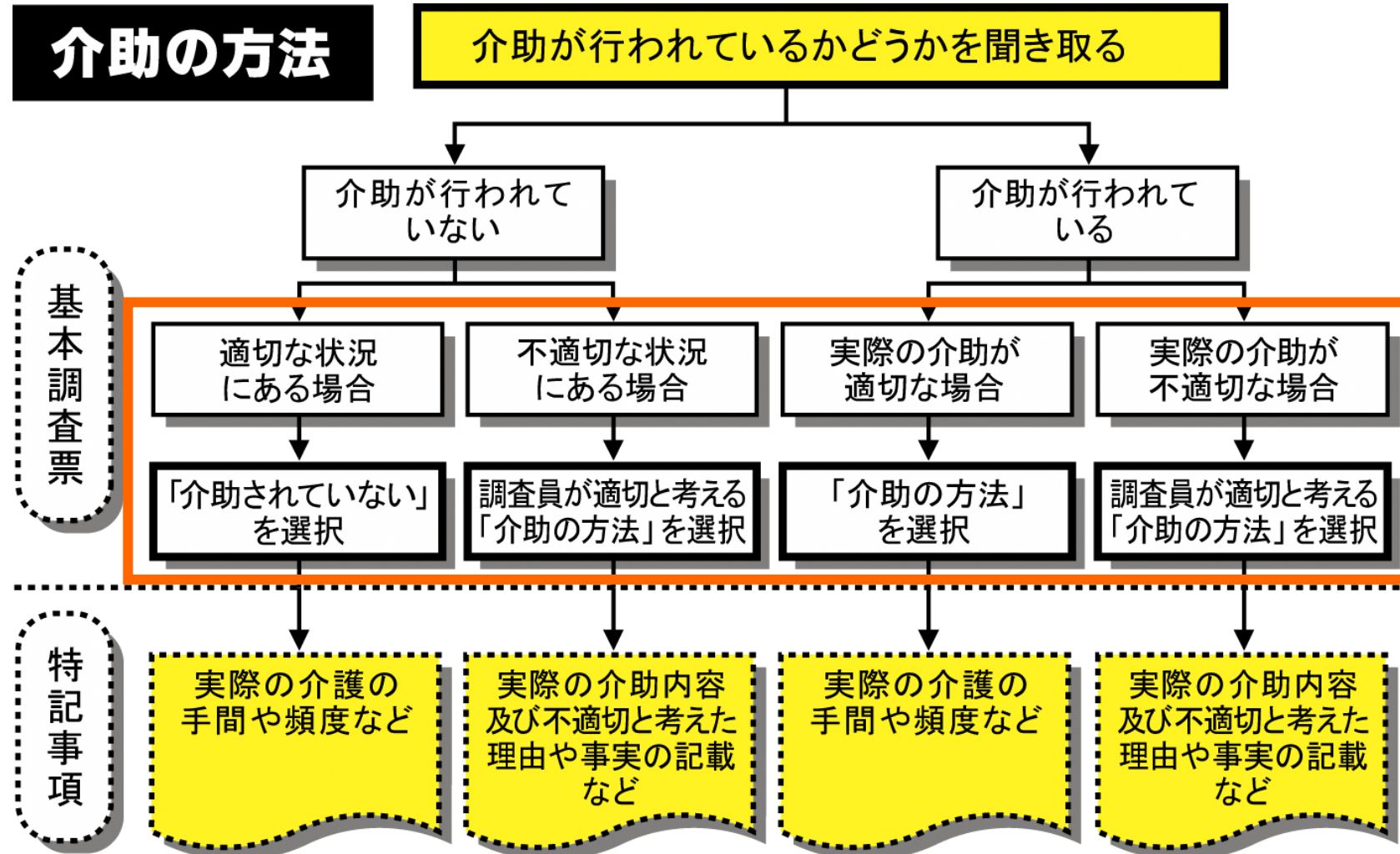
5-1薬の内服 5-2金銭の管理
5-5買い物 5-6簡単な調理

■ 見分け方 ■

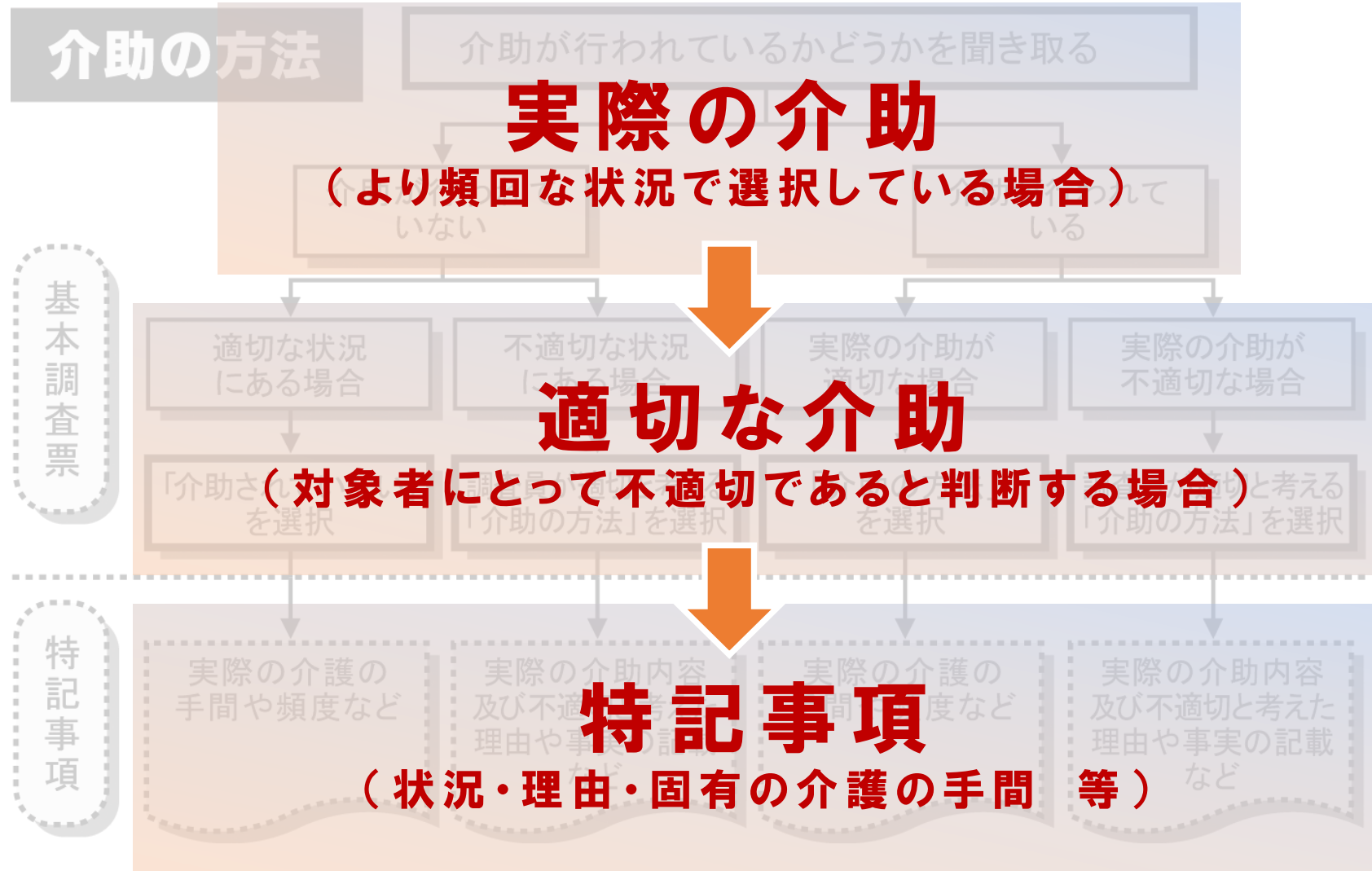
選択肢に「介助」という表現が含まれている（例外なし）



調査の基本的な方法



調査の基本的な方法



介助の方法の項目と他の評価軸との関係

- ▶ 「能力」の項目とは異なり、特記事項には、具体的な「介護の手間」が記載される
- ▶ ただし、「介助の方法」の選択が「適切な介助の提供」に基づいて行われるのに対して、「有無（BPSD関連）」では、介助・対応の必要性や介護の手間については、選択上の基準とはしていない（「ひどい物忘れ」を除く）
- ▶ 介助の方法の評価のポイントは、細かな定義に合致するかどうかではなく、生活環境なども含めて、**総合的にみて、生活の中で介助が必要かどうか**

	特記事項の記載における 重要ポイント	調査項目の選択方法
介助の方法	手間・頻度の記載	介助が提供されている かどうか（必要かどうか）
有無（BPSD）	行動の状況 手間・頻度の記載	介助の有無や必要性は 関係ない



時間帯や体調等により介助の方法が異なる場合・・・

より頻回に見られる状況で選択する。

- ☑ 多くの要介護者の**介護の状況**にはばらつきがある
- ☑ このばあい、**場面ごとの介助の状況**を**特記事項**に記載する
- ☑ 介護認定審査会が**具体的な介護の手間の多少**を評価する際の重要な情報源となる

POINT

- ▶細かく頻度を聞き取るよりも、**どのような場面で介助の方法が異なるのか**といった情報が有益な場合もある。
- ▶パーキンソン病等の疾患の影響で、**一日のうちに心身の状態に変動がある場合は、その状態ごとの介護の手間の違い**を丁寧に記載する。



実際の介助の方法が不適切な場合の考え方

＼ どのような場合が**不適切**なのか？ ／

- ▶ 独居や日中独居等による介護者不在のために適切な介助が提供されていない場合
- ▶ 介護放棄、介護抵抗のために適切な介助が提供されていない場合
- ▶ 介護者の心身の状態から介助が提供できない場合
- ▶ 介護者による介助が、むしろ本人の自立を阻害しているような場合

他にも、認定調査員が判断する様々な要因がある。



実際の介助の方法が不適切な場合のポイント

✓ 不適切と考える理由は**特記事項に記載**する

－理由が明記されていないと、審査会委員は、調査員の判断が妥当かどうか確認することができない。（理由の有無は、特記事項チェックの最大のポイントの一つ）

✓ 介助の適切性は**総合的に判断**する

- －独居、老々介護のみを理由に判断するものではない。
- －単に「できる-できない」といった個々の行為の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態なども含めて、総合的に判断する。
- －生活の中で行われる介助は、本人の生活習慣などにも影響を受ける。

参考

（略）これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う（略）（介護保険法第1条）



特記事項の役割（審査会での活用）

▶ 適切な介助の評価

- － 認定調査員の「適切な介助」に関する判断について、特記事項をもとに確認・検討を行う
- － 必要が認められる場合は、一次判定の修正を行う

▶ 具体的な介助の量の評価

- － より介護の手間が「かかる」か「かからない」かの評価
 - ・ 特記事項に記載された「実際の介助量」に関する記述を具体的な「介護の手間」「頻度」などから、判断を行う
 - ・ 特記事項の記述をもとに、二次判定（介護の手間にかかる審査判定）を行う

▶ 隠れた介助を明らかにする

- － 基本調査では選択されていないが、実際に「介助」は存在する場合の特記事項に記載する



介助の方法で留意すべき点（1）

- ▶ 実際の介護の手間がある場合でも、頻度が少ない場合
 - 「介助されていない」を選択し
 - 特記事項には実際に発生している介護の手間を記載
- ▶ 一次判定に反映されていない介護の手間が一定量生じているにも関わらず、特記事項に介護の手間に関する情報が記載されないと、介護認定審査会の二次判定で適切に評価を行うことができない。

【2-5排尿の例】

対象者の状況

- ▶ 排尿の介助はない
- ▶ 週3回程度失禁あり
- ▶ 掃除は家族が行う

選択の基準

- ・実際の介助で選択
- ・頻回な状況で選択
- ・手間は特記事項

認定調査票

選択

頻度が少ないため
介助されていない
を選択

特記

週に3回程度の
失禁の掃除は
家族が行っている。

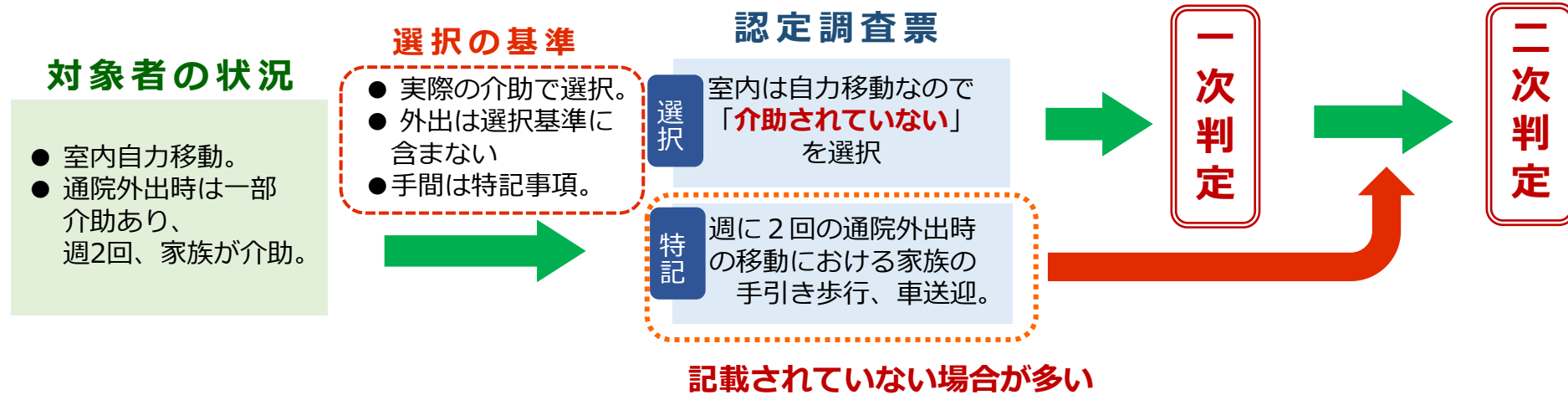
一次判定

二次判定

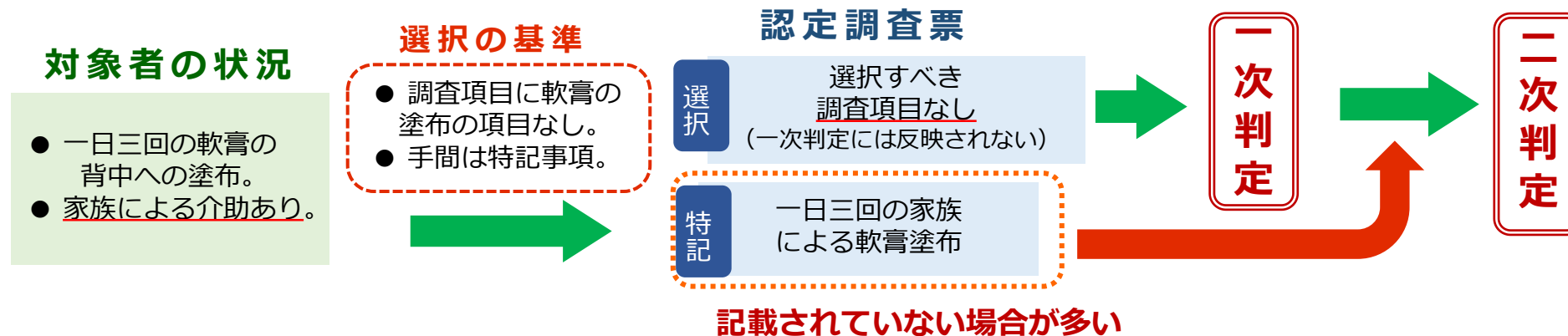
二次審査で介護の手間を考慮

介助の方法で留意すべき点（2）

選択肢の選択基準に含まれていない場合の例（「2-2移動」の例）



いずれの認定調査項目にも実際に発生している介護の手間に対応した項目が設定されていない場合（「軟膏の塗布の例」）



3つの評価軸の特徴

	能力	介助の方法	有無
主な調査項目	身体 の能力 (第1群を中心に10項目) 認知 の能力 (第3群を中心に8項目)	生活機能 (第2群を中心に12項目) 社会生活への適応 (第5群を中心に4項目)	麻痺等・拘縮 (第1群の9部位) BPSD関連 (第4群を中心に18項目)
選択肢の特徴	「できる」「できない」 の表現が含まれる	「介助」の 表現が含まれる	「ない」「ある」 の表現が含まれる
基本調査の 選択基準	試行による 本人の能力の評価	介護者の介助状況 (適切な介助)	行動の発生頻度 に基づき選択(BPSD)※
特記事項	日頃の状況 選択根拠・試行結果 (特に判断に迷う場合)	介護の手間と頻度 (介助の量を把握できる記述)	介護の手間と頻度 (BPSD)※
留意点	実際に行ってもらった状況と 日頃の状況が異なる場合 「日頃の状況」の意味にも留意する	「実際に行われている介助が 不適切な場合」	選択と特記事項の基準が異なる点 に留意 定義以外で手間のかかる類似の行 動等がある場合(BPSD)※

※麻痺等・拘縮は能力と同じ

有無の項目の特徴

- 有無は「麻痺・拘縮」と「BPSD関連」の2種類に分類される。
- 麻痺・拘縮については、調査方法や基本原則について、「能力」と同様であるため、ここでは、以下、BPSD関連の有無に絞っている。

▶ **第1群** 1-1麻痺 1-2拘縮

▶ **第2群** 2-12外出頻度

▶ **第3群** 3-8徘徊 3-9外出して戻れない

▶ **第4群**

4-1被害的 4-2作話 4-3感情が不安定 4-4昼夜逆転 4-5同じ話をする

4-6大声を出す 4-7介護に抵抗 4-8落ち着きなし 4-9一人で出たがる

4-10収集癖 4-11物や衣類を壊す 4-12ひどい物忘れ 4-13独り言・独り笑い

4-14自分勝手に行動する 4-15話がまとまらない

▶ **第5群** 5-4集団への不適応

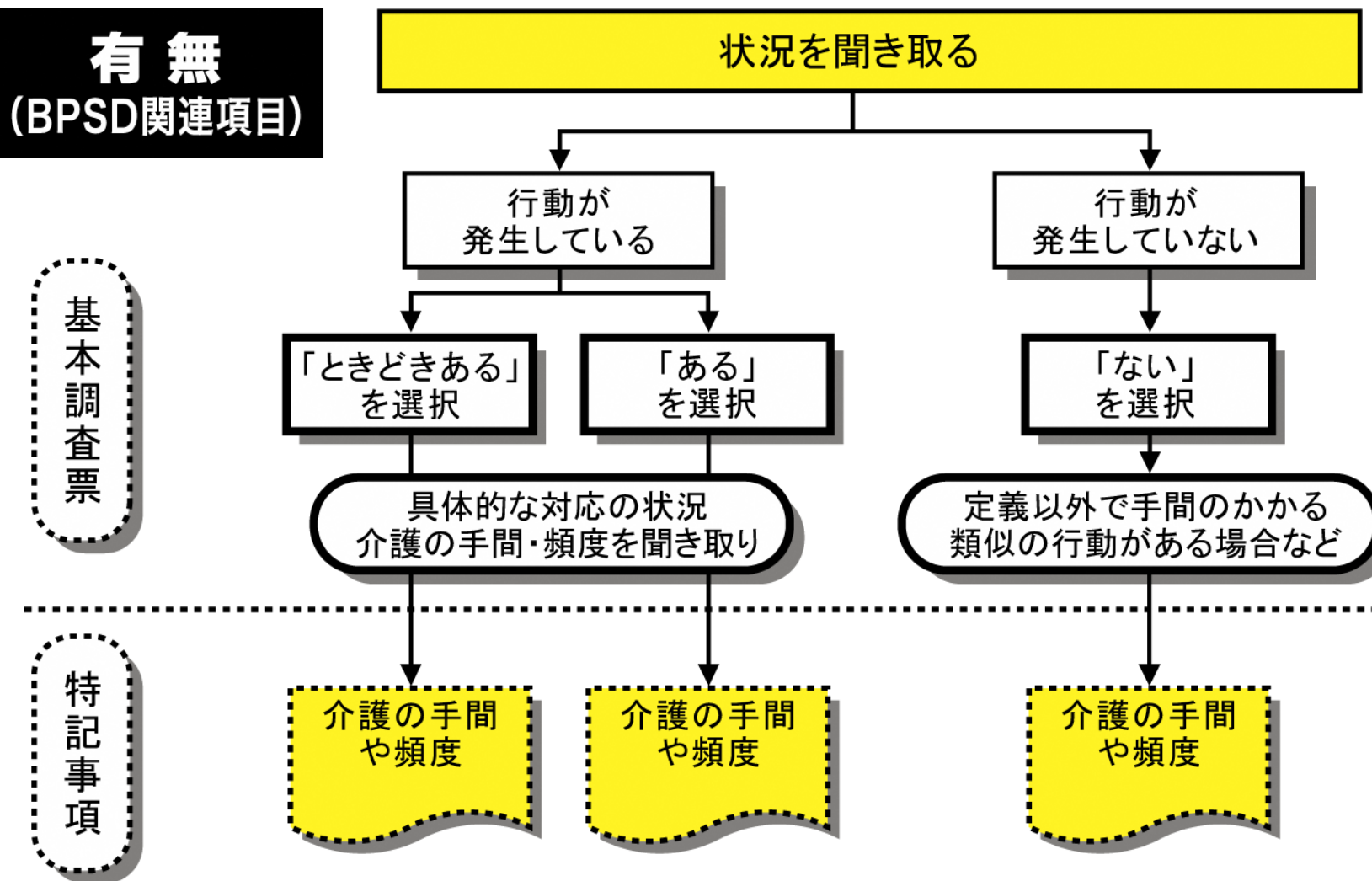
▶ **特別な医療**

■ 見分け方 ■

選択肢に「ある・ない」という表現が含まれている
(例外：外出頻度)



調査の基本的な方法



BPSD関連で注意すべき点

▶ 「選択基準」と「特記事項」の視点は異なる

- **選択基準** = 行動の有無とその頻度（ある・ときどきある）
- **特記事項** = 介護の手間の具体的な内容とその頻度

▶ 行動があるが介護の手間がない

／行動がないが介護の手間がある 場合

– 行動があるが介護の手間がない

- 例：独り言を言っているが周囲は特に対応をしていない 等
- ⇒何も介護の手間がないことを特記事項に記載

– 行動がないが介護の手間がある

- 例：本人の性格に起因する要因により意思疎通が難しい 等
- ⇒定義に規定された行動がなくても、
介護の手間になっていることは特記事項に記載する



BPSD関連で注意すべき点

▶ BPSD関連項目は判断が難しい

– 調査員に医学的判断は求めない

- ・「幻視・幻聴」と「作話」の違い
- ・認知症か他の精神疾患によるものか

– 「明らかに周囲の状況と合致しない」の判断

- ・判断が難しい場合は少なくないが、最終的には、「介護の手間」が重要であることから、選択の有無に関わらず、特記事項の記載が重要

– 専門職以外（家族等）からの聞き取りにはさらに注意が必要

- ・聞き取り内容に加え別の行動が発生していないか、一定の聞きなおしなどを行う

▶ 複数選択にまたがる場合は、該当項目すべてを選択

– 申請者に観察された特定の行動が、調査項目上、複数項目にまたがる場合

- ・大声でしつこく同じ作り話を繰り返す、等
- ・該当するすべての項目を選択する

BPSD関連で注意すべき点

▶ 軽度者における「隠れ介助」の把握

要支援1などの軽度でも、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上のケースでは、BPSD関連の行動に係る介護の手間が発生している可能性がある。

「4-3 感情不安定」の例

対象者の状況

「死にたい」と毎日いうが、感情不安定とまではいえない。家族がなだめている。

選択の基準

定義された行動の発生頻度で選択。手間は特記事項。

認定調査票

選択

感情の不安定さが確認できないため
なしを選択

特記

家族が毎日なだめており、手間がかかっている。

一次判定

二次判定

二次審査で介護の手間を考慮



特別な医療

▶ 「特別な医療」における選択の三原則

1 医師等によって実施される**医療行為に限定**される

※家族や介護職種の行う類似の行為は含まないが、

例外的に必要な研修を修了した介護職種が医師の指示の下に行う行為も含まれる。

2 **14日以内**に実施されたものであること

3 **急性期対応でない**こと（継続的に行われているもの）

▶ 誤った選択は「要介護認定等基準時間」に大きな影響を与える

－特別な医療は**加算方式**のため、「選択」をするだけで一次判定の要介護度が大幅に変化することがある

－判断に迷うものは、介護認定審査会の「一次判定の修正・確定」の手順において判断される

⇒ 特記事項に**実施頻度、継続性、実施者、医療行為を必要とする理由**を記載する



3つの評価軸の特徴

	能力	介助の方法	有無
主な調査項目	身体的能力 (第1群を中心に10項目) 認知の能力 (第3群を中心に8項目)	生活機能 (第2群を中心に12項目) 社会生活への適応 (第5群を中心に4項目)	麻痺等・拘縮 (第1群の9部位) BPSD関連 (第4群を中心に18項目)
選択肢の特徴	「できる」「できない」の表現が含まれる	「介助」の表現が含まれる	「ない」「ある」の表現が含まれる
基本調査の選択基準	試行による本人の能力の評価	介護者の介助状況(適切な介助)	行動の発生頻度に基づき選択(BPSD)※
特記事項	日頃の状況 選択根拠・試行結果 (特に判断に迷う場合)	介護の手間と頻度 (介助の量を把握できる記述)	介護の手間と頻度 (BPSD)※
留意点	実際に行ってもらった状況と日頃の状況が異なる場合 「日頃の状況」の意味にも留意する	「実際に行われている介助が不適切な場合」	選択と特記事項の基準が異なる点に留意 定義以外で手間のかかる類似の行動等がある場合(BPSD)※

※麻痺等・拘縮は能力と同じ